

## 【はじめに】

本年4月から新公会計に基づく複式仕訳を開始し、約5か月が経過しました。部署によっては複式仕訳の作成に慣れてきた頃かと思われます。

今回は8月5日、6日の両日に各部署の仕訳のチェックを行った結果に基づき、歳出に関する仕訳のうち特に間違いの多かった下記の3点について解説を行います。

### 【Contents】

1. 資産計上と費用計上の仕訳について
2. 物品購入時の仕訳について
3. リース取引の仕訳について

## 1. 資産計上と費用計上の仕訳について

### ① 資産計上の仕訳（市が事業費を負担し、所有権が市になる財産）

#### 【実際に確認された仕訳】

(借) 物件費 3,500,000 / (貸) 現金預金 3,500,000  
【費用勘定】 【資産勘定】

#### 【正しい仕訳】

(借) **建設仮勘定** 3,500,000 / (貸) 現金預金 3,500,000  
【資産勘定】 【資産勘定】

#### 【解説】

左記の取引は、人道橋に係る設計委託ですが、最終的に市の所有物になるため、資産取得に係る付随費用であり、行政コスト計算書の費用として計上するのではなく、**貸借対照表の「資産(建設仮勘定)」として計上**する必要があります。

### ② 費用計上の仕訳（市が事業費を負担するが、所有権が市にならない財産）

#### 【実際に確認された仕訳】

(借) 物件費 3,500,000 / (貸) 現金預金 3,500,000  
【費用勘定】 【資産勘定】

#### 【解説】

上記の仕訳は間違いではありませんが、注意していただきたい仕訳になります。

こちらの取引は既存の施設を撤去した後に、新規に橋梁を建築する工事と、既存施設の移設に伴う補償金を支出するという内容の取引でした。この場合、本来は市の資産として橋梁を計上すべきですが、橋梁に係る河川が県管理で、工事完了後に県へ引継ぎを行いますので、**所有権が市にならない財産の場合は貸借対照表の「資産(建設仮勘定)」として計上できません。**そのため、実際に確認された仕訳のように**「費用(物件費)」として計上する**のが正しい処理となります。

### ※重要ポイント

**委託料や工事請負費などは、「資産」に計上するものかまたは「費用」に計上するものかどうかを判断する必要があります。**具体的な判断基準については、「仕訳パターンの解説」、「固定資産管理マニュアル」、「資産計上に関する要領」を確認してください。

## 【Break Time】～借方は左側!? それとも右側!?!～

皆さんは、簿記に触れてどれくらい経ちますか? 大学生時代に勉強された方や、今回の新公会計の導入に伴い初めて触れた方もいると思います。簿記を勉強して初めてつまづくのが、「借方って左側!? それとも右側!?!」という疑問です。

そこで、簡単に覚えられて、かつ、忘れにくい方法をご紹介します。方法は簡単で、貸借を「ひらがな」に直すことです。

**かり**                      **かし**

ご覧の通り、借方の「り」の矢印は**左側**をむいています。一方で、貸方の「し」の矢印は**右側**を向いています。

左側 = <sup>かり</sup>借方                      右側 = <sup>かし</sup>貸方

このようにひらがなにしてみるとすぐに借方と貸方が右側か左側かを判断することができますので、悩んだときはぜひ思い出してみてください。

## 2. 物品購入時の仕訳について

### 【実際に確認された仕訳】

(借) 物件費 1,500,000 / (貸) 現金預金 1,500,000  
【費用勘定】 【資産勘定】

### 【正しい仕訳】

(借) **物品** 1,500,000 / (貸) 現金預金 1,500,000  
【資産勘定】 【資産勘定】

【参考】郡山市財務諸表作成基準 第2章 第3項

### 【解説】

物品購入の判断基準は取得価額が50万円（美術品は300万円）以上となっています。そのため、物件費（備品購入費）として費用計上していますが、物品取得額として**貸借対照表の「資産（物品）」として計上**することになります。費用として計上できるのは、1件あたりの取得価額が50万円未満の場合になります。

## 3. リース取引の仕訳について

### 【実際に確認された仕訳】

リース料支払時

(借) 物件費（リース料） 85,000 / (貸) 現金預金 85,000  
【費用勘定】 【資産勘定】

### 【間違いの理由】

リース資産の取得時に契約金額が300万円を超え、かつ、リース期間が1年を超える場合は、ファイナンス・リース取引に該当します（本件のリース料総額：510万円（元金500万円、利息10万円）かつ、リース期間：5年）。本来は通常の固定資産の取得と同様に貸借対照表の資産に計上しますが、こちらの仕訳は賃貸借取引としてリース料相当額が行政コスト計算書の費用として処理されていました。

また、本件では通常のパッケージのシステムと異なり、市独自の仕様でシステム調達をしていることから、「固定資産管理マニュアル第3章13. リース資産」における「郡山市専用に大規模なカスタマイズを行っている」場合に該当することとなります。そのため、ファイナンス・リース取引と判定され、資産計上を行います。

### 【正しい仕訳】

- リース資産取得時（4月1日）  
(借) リース資産 5,000,000 / (貸) リース債務 5,000,000  
【資産勘定】 【負債勘定】
- リース料支払時（4月30日以降の毎支払時）  
(借) **リース債務** 82,000 / (貸) 現金預金 82,000  
【負債勘定】 【資産勘定】  
(借) **借入金利子等** 3,000 / (貸) 現金預金 3,000  
【費用勘定】 【資産勘定】  
(※リース債務額と借入金利子等の額は毎月変わります。)
- 期末決算時（3月31日 5年で償却の場合）  
(借) 減価償却費 1,000,000 / (貸) 減価償却累計額 1,000,000  
【費用勘定】 【資産マイナス勘定】  
※リース資産5,000,000×1/5年

### 【解説】

ファイナンス・リースに該当する場合は、①リース資産取得時に、借方は行政コスト計算書の「費用」ではなく**貸借対照表の「資産」として計上**します。同時に、貸方は**リース債務を「負債」として計上**します。

そして、②毎月のリース料の支払時に借方は「費用」ではなく、「**負債**」のマイナスとして計上し、貸方は現金預金で支払うため資産のマイナスとなります。

また、③期末時には通常の有形固定資産と同様に減価償却費を計上します。

### 【参考】

リース資産・リース債務の計上に関する基準

## 【おわりに】

今回は仕訳チェックした中でも、特に歳出の中で間違いやすい仕訳の解説を行いました。次号では、同じく仕訳チェックした中から、間違いやすい歳入の例をご紹介します。

時期	内容
平成27年10月5日～	固定資産台帳システム稼働
平成27年10月8日	新公会計制度・複式簿記先進自治体講演会 講師：町田市財政課職員
平成27年10～11月	複式簿記実務研修
平成27年11月	仕訳チェック【第2回】

◎ご質問等がございましたら、財政課までお問合せください。

連絡先：財政課 TEL: 924-2908 FAX: 931-3245 E-mail: [zaisei@city.koriyama.fukushima.jp](mailto:zaisei@city.koriyama.fukushima.jp)